

第5章

都市の活力を生み発展し続けるまち

(市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成)

5-1-1 計画的な都市づくり

《現状と課題》

本市では、現行の都市計画マスタープランに基づいて、土地利用等の計画的な誘導を進めていますが、社会経済状況の変化や自然環境と景観の向上に対する機運の高まりなどに合わせる必要が生じてきています。また、バリアフリー新法に基づき公共公益施設等のバリアフリー化を進めてきましたが、十分に進んではいません。加えて、都市農業は、安全・安心で新鮮な農産物の供給だけではなく、自然環境の保全等の多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的な役割と価値を持っていますが、農地周辺の宅地化が進んでいます。

こうした状況の中、計画的で適切な土地利用や、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

総合的かつ計画的な都市づくりにより、快適な市民生活を送れている状態

〔施策の方針〕

快適な市民生活の実現のために、都市計画マスタープランに基づいた計画的な都市づくりや、地区の特性を活かしたルールづくり、バリアフリー化の推進、農地と住宅地が調和した都市づくりを進めるとともに、各種制度に基づいた良好な景観の保全と形成を進めていきます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
地区計画の決定・変更地区総数	9地区 (平成21年度)	15地区	
バリアフリー化された市内鉄道駅の数	24駅 (平成21年度)	35駅	市内駅数：35駅 (平成22年3月31日現在)
都市景観に対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	—% (平成23年度)	—%	市の都市景観が良好に保たれていると感じる市民の割合
まちづくりに関する説明会等に 参加した市民数	約230人/年 (平成21年度)	500人/年	

《施策の方向》

施策1) 計画的な都市づくりとルール確立

計画的な都市づくりを推進するために、都市計画マスタープランに基づいた土地利用の誘導を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって、地域の特性を踏まえた具体的なルールづくりを推進します。

〔主要事業〕

- ・都市計画マスタープランに基づく土地利用の規制・誘導
- ・地区計画制度等の活用促進

施策2) バリアフリーのまちづくり

誰もが暮らしやすいまちにするために、鉄道駅や公民館等へのエレベーター設置や、歩道の段差解消等、公共施設や道路のバリアフリー化を推進します。

〔主要事業〕

- ・鉄道駅エレベーター等の整備
- ・歩道の段差解消等バリアフリー化の推進

施策3) 良好な景観の保全と形成

良好な景観の保全と形成のために、市民・事業者・行政が協働した様々な取り組みを推進します。

〔主要事業〕

- ・景観形成への取り組み
- ・屋外広告物の規制・誘導

施策4) 市民参加のまちづくり

地域住民が主体となったまちづくりを推進するために、地域まちづくりアドバイザーの派遣等、必要な支援を行います。

〔主要事業〕

- ・市民参加のまちづくり支援

5-2-1 魅力あるベイエリアの創出

《現状と課題》

東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬では、本市で行っている三番瀬クリーンアップ事業や、千葉県やNPOによる自然を学ぶイベントが開催されており、三番瀬の保全・再生の動きが広がっています。

また、広域商圏を持つ商業施設、船橋競馬場、船橋オートレース場及びビール工場等の各種施設に加え、花火大会や、潮干狩り、民間主導のイベント等が開催されており、ベイエリアの集客力は高まっています。

一方で、沿岸部では、ふなばし三番瀬海浜公園、船橋港親水公園を除くと、工場や物流倉庫等の企業所有の護岸が多く、市民が海に触れ合える環境が不足しています。また、不法係留船への対策として、平成20年から船橋ボートパークの供用が開始され、港湾法等に基づいた放置艇等の撤去が千葉県により進められていますが、未だに不法係留船が多く係留されています。

こうした状況の中、ベイエリアの更なるにぎわいの創出のために、中心市街地から沿岸部への回遊性の創出や、水辺の潤いを感じられる取り組みが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

中心市街地から沿岸部までの回遊性が創出され、にぎわいや、親しみのあるベイエリアが形成されている状態

〔施策の方針〕

魅力あるベイエリアを創出するため、中心市街地から沿岸部までの回遊性を高め、船橋市のもつ海、川及び商業集積を活かしたまちづくりを推進します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
海を活かしたまちづくり行動計画着手率	51.1% (平成21年度)	100%	

《施策の方向》

施策1) 魅力あるベイエリアの創出

魅力あるベイエリアを創出するため、市民、事業者、NPO、大学等と協働し、環境を保全しつつ、にぎわいのあるまちづくりを推進します。また、良好な水辺空間を確保するため、千葉県と協力して不法係留船対策を取ります。

〔主要事業〕

- ・海を活かしたまちづくりの推進
- ・不法係留船対策（県事業）

5-3-1 人にやさしいみちづくり

《現状と課題》

本市では、市民の生活環境の改善や安全な道路環境の実現を目指し、歩道の整備や舗装の修繕・道路排水施設の設置・渋滞対策としての交差点改良やバイパス道路等の幹線道路の整備を進めています。現在、市道は5,223路線・1,108km（平成22年3月31日時点）となっており、さらに毎年40路線・5km程度が新規に市道認定されています。

一方で、幹線道路の整備の遅れ等による交通渋滞や、居住地区内生活道路への通過車両の流入、放置自転車による交通の妨げ等により、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間が不足しています。また、管理道路や交通量の増加、経年劣化等により道路補修等の要望が増加しており、十分な対応ができない状態にあります。

こうした状況の中、幹線道路をはじめとした道路ネットワークの整備や、自動車・自転車・歩行者の混在の解消による安全の確保が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

誰もが利用しやすい人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまちになっている状態

〔施策の方針〕

交通渋滞の緩和や、道路利用者の利便性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備、既存道路の計画的な維持・補修を行います。また、交通安全の確保のために、交通安全施設の整備や、交通安全意識の高揚を図ります。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
歩道整備事業の整備完了延長	25 km (平成21年度)	35 km	
駅周辺の放置自転車等の台数	19,986 台/年 (平成21年度)	10,000 台/年	
都市計画道路整備率	40.6% (平成21年度)	45.0%	
交差点改良事業整備完了箇所	22 力所 (平成21年度)	45 力所	
交通事故発生件数	350 件/年 (平成21年度)	240 件/年	警察による集計 人対車両事故の件数

〈施策の方向〉

施策1) 歩行者空間の整備

歩行者が安全に歩ける空間や、緊急時における避難路を確保するために、歩道やコミュニティ道路¹の整備を進めます。

〔主要事業〕

- ・歩道の整備
- ・コミュニティ道路の整備

施策2) 自転車利用環境の整備

自転車利用者が安全で快適に利用できる環境づくりのために、自転車走行環境の整備や自転車等駐車場の整備、違法駐輪自転車の撤去を進めるとともに、自転車等利用者のモラルの向上やレンタサイクルの活用等の様々な方策についての検討を進めます。

〔主要事業〕

- ・自転車走行環境の整備
- ・自転車等駐車場の整備
- ・違法駐輪対策

施策3) 道路ネットワークの構築

生活道路に進入する大型車両や通過車両の抑制による生活環境の保全や、交通渋滞の緩和による経済活動の活性化を図るため、南北道路や中心市街地循環道路、地区連絡道路等の道路ネットワークの整備を行います。

〔主要事業〕

- ・都市計画道路の整備

施策4) 道路環境の整備・維持

歩行者の安全確保、車両交通の円滑化、良好な生活環境の維持を図るため、道路及び付帯施設の改良・整備や、交差点の改良など、道路環境の維持・整備を行います。

〔主要事業〕

- ・橋りょうの整備・維持
- ・道路の改良・舗装の整備
- ・交差点の改良

¹ コミュニティ道路：自動車の通行を主たる目的とはしない道路。車道を部分的に狭くしたり、蛇行させたりすることで自動車が速度を出せないようにし、歩行者の安全性や快適性を確保する歩車共存道路。

施策5) 交通安全対策の推進

交通事故の減少のために、照明、標識、防護柵等の道路安全施設の設置や通学路の整備、地域住民や警察と連携した「あんしん歩行エリア」の計画作成・整備を進めるとともに、幼児・小学校・高齢者、それぞれの年代に対応する交通安全教室を開催します。

〔主要事業〕

- ・交通安全啓発活動の実施
- ・交通安全教室の実施
- ・あんしん歩行エリアの整備
- ・通園通学路の整備

5-3-2 誰もが使いやすい都市交通の確立

《現状と課題》

これまで本市では、鉄道が9路線35駅、バスが30路線94系統（平成22年3月31日時点）という、充実した公共交通網の利便さを活かしたまちづくりを進めてきました。

しかし、内陸部の丘陵地を中心とした道路網の不足や、交通が交わる駅について駅前広場等の整備が十分とはいえず、公共交通機関の利用が不便な地域が多数存在しています。また、自動車への過度な依存により、交通渋滞・環境問題の発生などが危惧されます。放置車両については、平成17年に自動車リサイクル法が施行されてから年々減少していますが、依然として車両放置は無くならない状況にあります。

こうした状況の中、市民が安全で快適な移動を確保するために、公共交通の充実や車両の放置を防止する環境づくりが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

安全で快適な移動が確保でき、市内各所へ公共交通を利用して快適に移動できる状態

〔施策の方針〕

市民が安全で快適に生活できる環境づくりのために、既存公共交通の充実や新たな公共交通の導入の検討を図り、過度な自動車依存からの脱却を目指すとともに、車両が放置されない環境を確保します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
交通不便地域対策実施地区数	0地区 (平成21年度)	9地区	船橋市地域公共交通総合連携計画における重点地区数：9地区
届出駐車場台数	17,773台 (平成21年度)	18,700台	

〈施策の方向〉

施策1) 公共交通の整備・充実

交通不便地域や過度な自動車への依存を解消するため、オンデマンド交通システム²を用いた新たな公共交通の導入に向けた検討や、ノンステップバス³導入の促進、バスロケーションシステム⁴の整備促進、モビリティマネジメント⁵の実施等により、公共交通の利用促進を図ります。

鉄道においては、さらなる機能充実を図るため、各駅及び地域の特性に合わせた駅前広場等の整備や、鉄道と道路の交差点の改良を進めます。また、海老川上流地区への東葉高速鉄道新駅及び東武野田線塚田駅・馬込沢駅間への新駅設置について研究するとともに、東京10号線延伸新線の計画推進を関係機関に要望します。

〔主要事業〕

- ・ 交通不便地域への支援
- ・ バス利用促進等総合対策
- ・ 地域公共交通総合連携計画の推進

施策2) 自動車駐車対策の推進

良好な交通環境の確保を図るために、放置車両の撤去を強化するとともに、将来の駐車需要を見据えて駐車場整備計画を見直しを行います。

〔主要事業〕

- ・ 放置車両撤去に関する事業
- ・ 駐車場建設資金利子補給事業

² オンデマンド交通システム：複数の利用者の利用希望出発・到着時間帯、乗車希望場所などを順次受け付け、それぞれの要望（デマンド）に応じた乗合の運行経路をコンピューターが作成するもの。日々の運行データを蓄積し、運行するほどより正確な移動時間の算出が可能となる。

³ ノンステップバス：出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバス。

⁴ バスロケーションシステム：無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バス停留所や携帯電話、インターネットでバスがどこにいるかなどの情報を提供するシステム。

⁵ モビリティマネジメント：一人ひとりのモビリティ（移動）が、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適度に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

5-4-1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

《現状と課題》

船橋駅周辺地区は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っており、市街地の整備と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、産業・文化・情報等の都市機能が多様に集積する魅力的な交流拠点として整備を進めています。飯山満駅を中心とする区域については、周辺市街地と連携の取れた計画的なまちづくりを行なうため、市施行による土地区画整理事業により整備を進めています。

一方で、工場や社宅等の跡地では、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換が図られ、住・商・工の混在化が進行しています。また、木造建築物が密集している既存市街地では、防災等に配慮した安全で快適なまちづくりが求められています。

こうした状況の中、地域特性に応じた市街地整備を進め、にぎわいと魅力あふれる市街地を形成していく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

地域特性に応じた市街地整備が行われ、にぎわいと魅力あふれる市街地が形成されている状態

〔施策の方針〕

一体的かつ総合的な市街地の形成や施設整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等を進め、良好な市街地を形成します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
JR船橋駅南口地区再開発事業の着手地区数	0地区 (平成21年度)	1地区	全5地区 1地区(B街区)は平成15年3月に整備完了
土地区画整理事業の整備完了面積	434.0ha (平成21年度)	466.1ha	

《施策の方向》

施策1) 駅周辺地区の整備

市内の主な駅を、にぎわいと魅力あふれる交流拠点とするために、市街地再開発事業等を活用し、整備を進めます。また、身近な駅前周辺地区については、地区の商業拠点や生活拠点としての機能の充実を図るため、地域の特性に合わせた手法により、整備を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 主な駅周辺地区の整備（JR 船橋駅、JR 西船橋駅等）
- ・ 身近な駅周辺地区の整備

施策2) 良好な市街地の形成

便利で住みよく、親しみのあるまちを形成するため、地域の特性に応じた区画整理事業やまちづくりの誘導等を行います。また、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換が進行している地域については、地区の特性を活かしたバランスのとれた土地利用を誘導します。

〔主要事業〕

- ・ 飯山満地区土地区画整理事業の推進
- ・ 小室土地区画整理事業の促進
- ・ 海老川上流地区土地区画整理事業の検討
- ・ 山手地区のまちづくりの促進
- ・ 高根台団地建替え事業（都市再生機構施行）

後期基本計画 個別計画一覧（第5章）

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市都市計画マスタープラン	都市をゆとりと豊かさを真に実感できる空間として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるために、船橋の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。	平成 13 年度～ (概ね 20 年間)	都市計画課
船橋市景観計画	景観行政団体が、景観法の手続き(景観法第9条)に従って定める、良好な景観に関する計画。市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくために、市民・事業者・行政が協働した、総合的な景観形成への取り組みを推進する。	平成 21 年度～	都市計画課
第9次船橋市交通安全計画	交通安全対策基本法の定めるところにより、国の交通安全基本計画及び県の交通安全計画に基づき策定する計画。交通事故を減少させ、安全で安心して生活できる「船橋市」を目指すために実施する、陸上交通に関する交通安全対策の総合的な大綱として定めるもの。	平成 23～27 年度 (5年間)	交通安全課
船橋市「海を活かしたまちづくり」基本構想・基本計画	「みなとまち」という独特な魅力をもつ「ふなばし」において、市民の声をいかし、海を媒介とした独自の「海を活かしたまちづくり」を目指すための構想・計画。	平成 15～32 年度 (18 年間)	企画調整課
船橋市移動円滑化基本構想	重点整備地区(船橋駅周辺・北習志野駅周辺)のバリアフリー化の実現と、すべての人が安心して安全に移動できるまちづくりの推進するための構想。	平成 14～22 年 (9年間) ※バリアフリー新法に基づく目標年次が平成 22 年とされているが、その後について国の方針が示されていないため、今後の予定は不確定。	総合交通計画課
船橋市地域公共交通総合連携計画	交通事業者や市民とともに、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、質の高い持続性のある交通システムの確立や公共交通を支える新たな仕組みづくりを目指すための計画。	平成 22～24 年度 (3年間)	総合交通計画課